

平成25年度第1回大分市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：平成25年10月 1日（火）13時40分～14時50分

2 場所：大分市役所第2庁舎6階 大研修室

3 出席委員：

村嶋幸代委員（会長）、古賀精治委員（副会長）、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、定宗瑛子委員、安藤昭和委員、大津康司委員、藤田卓也委員、池田貴士委員、瀧野二三世委員、田口敦久委員、鹿嶋秀和委員、野尻和子委員、長田教雄委員、遠藤直美委員、猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4 次第：

1. 委員自己紹介
2. 会長・副会長の選任
3. 会長・副会長あいさつ
4. 議事
 - (1) 会議の公開等について
 - (2) 会議の運営について
 - (3) 子ども・子育て支援新制度について
 - (4) その他

5 議事の概要：

- ・ 会長に村嶋幸代委員、副会長に古賀精治委員が選任された。
- ・ 会議の公開や傍聴についての説明を行い、了承された。
- ・ 会議の概要の説明を行った。（質疑なし）
- ・ 子ども・子育て支援新制度についての説明を行い、質疑応答が交わされた。

6 会議の経過：

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、「第1回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。本日は初めての会議でございますので、会長が選出されるまで、進行を務めさせていただきます、子育て支援課長の戸高と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。本日、全委員のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条第2項に基づき、本日は会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、はじめに配付資料の確認をいたします。

資料確認

また、お帰りの際には、皆様にはファイルをお渡しする予定でございますので、資料に穴をあけさせていただいております。

では、本日の会議は、お手元の「次第」にしたがいまして、進めてまいります。

まず始めに、委員の皆様、お一人ずつに自己紹介をしていただきたいと思います。お手元の資料「平成25年度大分市子ども・子育て会議委員名簿」の配席表に沿って、村嶋委員さん、仲嶺委員さんの順で時間の関係もございまして一言ずつお願いいたします。

委員自己紹介

続きまして、参事級以上の事務局職員の紹介をさせていただきます。

事務局自己紹介

続きまして、会長、副会長の選出でございますが、本会議は大分市子ども・子育て会議条例第5条第1項により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか会長、副会長のご推薦について、ご意見はありませんか。

(委員)

事務局腹案があればお願いします。

(事務局)

ただいま、事務局に腹案があればとのご発言がございましたが、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは事務局から提案させていただきます。会長には村嶋委員さん、副会長には古賀委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員拍手

ご異議がないようですので、会長を村嶋委員に、副会長を古賀委員をお願いいたします。早速ではございますが、村嶋委員さん、古賀委員さんには、会長席、副会長席へ移動いただきますようお願いいたします。

会長席、副会長席への移動を確認

ここで会長、副会長より、就任にあたり、ご挨拶をお願いいたします。まず、はじめに村嶋会長さん、お願いいたします。

会長就任あいさつ

ありがとうございます。続きまして、古賀副会長さん、お願いいたします。

副会長就任あいさつ

ありがとうございました。それでは、ここからの議事の進行につきましては、本会議の条例第6条第1項により、会長が会議の議長となると定められておりますことから、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。村嶋会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ここから私が議長として本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。それでは議事に移りますが、はじめに「会議の公開等について」事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局) 【「(1) 会議の公開等について」の説明】

会議の公開等についての説明いたします。資料2「大分市審議会等の会議の公開に関する規程」をご用意ください。

会議の公開については、本規程の1ページ第3条により、原則公開することとなっております。また、公開または非公開の決定については、2ページ第4条により、当該会議に諮って行なうものとなっておりますことから、皆様に公開か非公開かを諮っていただきたいと思っております。

また、公開するにあたりまして、規程の3ページ第6条6項において、傍聴に関する手続きを子ども・子育て会議で定めるものとされておりますことから、お手元に配付しております「(資料3)大分市子ども・子育て会議の会議の傍聴に関する要領(案)」を定めております。主な内容といたしましては、傍聴者の定員が20名、傍聴の受付が会議の開会時刻の30分前から15分前までに行なうこととしております。また、定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定し、承認することとしており、傍聴される方には別紙の「大分市子ども・子育て会議の会議を傍聴される方へ」を配付し、注意事項等の遵守を求めていきたいと考えております。会議の公開等については、以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から説明がございましたが、会議の公開等について、何かご質問、ご意見はありますか。特にございませんでしたら、この会議を公開とさせていただいてもよろしいでしょうか。

会議の公開についての了承

それでは、この会議を公開とさせていただきます。

続いて、会議の傍聴についてですが、事務局が策定した傍聴に関する要領を適用してよろしいでしょうか。

会議の傍聴に関する要領の了承

それでは、会議の傍聴に関する要領は、こちらで決定いたします。要領に基づきまして、ただいまから、傍聴者の方にご入場いただきますが、事務局、本日の会議での傍聴者は何

人いらっしゃいますか。

(事務局)

本日の傍聴者は、ありません。

(会長)

本日の傍聴者は、0人ということですので、次の議題に移ります。

次の議題ですが「会議の運営について」ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【「(2) 会議の運営について」の説明】

それでは、事務局より「会議の運営について」説明させていただきます。資料5の「大分市子ども・子育て会議の概要」をご準備ください。この資料5は、2ページから5ページまでの間は、2ページ分を1ページに集約して印刷しておりますので、上段と下段の右下にそれぞれページを付番していますので、上下にありますページ番号を使って説明させていただきます。

まず、1ページ目の「会議の趣旨と目的」についてでございますが、この会議は、子ども・子育て支援法及び大分市子ども・子育て会議条例を根拠として設置するものでございます。点線で囲んでいます法の抜粋にありますように、子ども・子育て会議の設置は、法律上、市町村の努力義務となっておりますが、本市といたしましては、子ども・子育て支援法に基づく、事業計画等の策定において、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、本市の実情を踏まえた子育て支援施策とするためにも、会議の設置は必要であると判断し、条例を制定したところでございます。

次に、2ページをお開きください。この会議の目的につきましては、大分市子ども条例に基づく「推進計画」と子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体とした計画への意見反映や、その後の計画の実施段階での実施状況を点検・評価などを行うこととなります。この2つの計画の位置づけについて、もう少し詳しく説明させていただきます。

7ページをお開きください。「子ども条例に基づく推進計画と子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の関連性について」をご覧ください。まず、現在の大分市の子どもに関する総合的な計画は、左側の現行のところにあります、「子ども条例に基づく推進計画」と「国の法に基づく次世代育成支援後期行動計画」があります。大分市子ども条例は、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指した本市の子育て支援にかかる理念を記載したもので、平成23年5月に議員立法により制定されたものでございます。この条例では、市において、「子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画」いわゆる推進計画を策定することと規定されております。条例が制定されました平成23年の当時、本市には、法律に基づく平成26年度までの5ヵ年の「大分市次世

代育成支援後期行動計画」があり、この計画に基づく各々の事業が実施中、または実施に向けての準備段階であり、また、子ども条例に基づく推進計画と次世代育成支援行動計画の内容が相似するところが多かったため、行動計画が推進計画としての役割を担うことができるとの判断により、議会などに了解を得たうえで、推進計画の策定は見送ってきたところでございます。また、次世代育成支援後期行動計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法は、平成27年3月31日までの時限立法でありますことから、平成27年度からは子ども・子育て支援法に基づく、幼児教育・保育の充実を中心に据えた子ども・子育て支援事業計画を策定することで法律上の本市の責務は果たすことができます。しかしながら、本市といたしましては、これまでの経過を踏まえて、図の中央にあります今後のところに記載されていますとおり、子ども条例に基づく推進計画と国の定める「子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を一体のものとした「(仮称)子どもすこやかプラン」の策定を考えているところでございます。このようなことから、委員の皆さま方には、大分市の子育て支援施策を総合的に推進していくための計画策定への参画をお願いいたしましたところでございます。

2ページにお戻りください。具体的な所掌事務につきましては、上から2つ目の点線の囲いの中にあります、子ども・子育て支援法第77条に規定されています(1)から(4)の内容について委員の皆さまにお願いいたします。(1)と(2)の利用定員の設置につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの施設の利用定員を市が定めるにあたり、委員の皆さんにその利用定員の設定が妥当であるかどうかといった点などについて意見をお伺いいたします。(3)の子ども・子育て支援事業計画の策定や変更の際に、意見をお伺いいたします。(4)の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること及び、次の3つ目の囲みの中の市長が必要と認める事項につきましては、次世代育成支援後期行動計画の実績と評価に関して意見をお伺いいたします。

次に、3ページの委員構成についてでございますが、設置の趣旨を踏まえて子育て当事者、子育て支援当事者、有識者を中心に19人の委員の皆さまで構成しております。

次に、4ページをご覧ください。この会議での平成26年度末までの主な審議事項でございますが、まずは、上から2つのポツ印にあります、計画を一体化した計画案の策定について、ご審議いただくこととしております。その後、上から3つ目のポツ印にあります、給付対象施設の利用定員の設定について、ご審議いただくこととしております。

具体的な審議のスケジュールにつきましては、6ページの資料でご説明いたしますので、6ページをお開きください。このスケジュール表は、国の動きと本市の動きと大分市子ども・子育て会議の動きを示しております。国から8月に新制度の基本指針(案)が公表されたことを受けて、大分市では、子ども・子育て会議を設置し、ニーズ調査の実施やその後の事業計画の策定作業に取り掛かるというように、国の動きに呼応する形で本市は動いていくこととなります。大分市の欄の平成26年10月の新制度に向けた実務の開始をご

ご覧ください。新制度の施行にあたって、最低半年間の準備期間が必要となるため、現時点で平成27年4月からの施行が予定されていますことから、逆算して事業計画などの準備は、平成26年9月までに終わらせておく必要があると考えております。表の右側の大分市子ども・子育て会議の欄をご覧ください。会議における審議スケジュールにつきましては、計画案に対する審議を平成26年5月ごろまで集中的に行っていただきたいと考えております。また、平成26年7月、8月ごろを目安に既存の幼稚園や保育所などの施設で、給付対象施設となる施設の利用定員について、ご審議いただきたいと考えております。このように、子ども・子育て会議でのご審議につきましては、非常にタイトなスケジュールとなっておりますが、委員のみなさまのご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

5ページにお戻りください。この会議での平成26年度末までの審議の方法につきましては、イメージ図にお示ししていますように、事務局で素案やたたき台を作成し、会議でご意見を聴取いたします。いただいたご意見を反映した形で適宜素案やたたき台を修正してまいります。また、複数のご意見が出て、まとまらない場合等につきましては、必要に応じて再度ご意見を聴取しながら、計画を策定していきたいと考えております。「会議の運営について」の説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、会議の運営について、何かご質問やご意見はありますか。

(事務局)

一点だけよいですか。先程私が説明しました資料の中で、修正がありまして、7ページのA3の図で、左側の「現行」の下の方の黒の丸印のところ、「次世代育成支援対策支援法」とありますが、「次世代育成支援対策推進法」が正しいので、資料の訂正をお願いいたします。

(会長)

「時限立法」の上のところですね。よろしいでしょうか。では、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

続きまして、次の議題に移ります。議題の「子ども・子育て支援新制度について」事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局)【「(3) 子ども・子育て支援新制度について」の説明】

事務局より新制度の概要について25分程度時間をいただき説明させていただきます。資料6と7をご準備ください。資料6の「子ども・子育て関連3法」につきましては、国が作成しました新制度の概要でございます。資料7の「子ども・子育て支援新制度につい

て」は、資料6から制度の骨格となる内容を抜き出したものとなっております。本日は、この資料7に沿って説明させていただきます。また、この資料7は、2ページ分を1ページに集約して印刷しておりますので、2ページ目以降に上段と下段の右下にそれぞれページを付番しています。本日の説明は、上下にありますページ番号を使って説明させていただきます。

まず、子ども・子育て支援新制度の説明に入ります前に、若干、国が今回、新制度の検討に至った背景についてご説明させていただきます。1ページの「子育てをめぐる現状と課題について」をご覧ください。まず、日本の人口構造につきましては、皆様ご案内のとおり、日本は出生率の低下に伴い少子高齢化が進んでいる状況でございます。また、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況となっております。併せて、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、このような状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多い状況と国は新制度の検討にあたり分析しているところでございます。また、国は、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要であるとも考えております。そこで、これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みとして今回の「子ども・子育て支援新制度」の検討がはじまったところでございます。

次に、2ページをお開きください。国は、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもとその子育て家庭を社会全体で支援する新たな施策として、昨年8月22日に子ども・子育て支援法などの関連3法を公布したところでございます。この3法の趣旨は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなっており、(1)から(3)が、その法律でございます。それぞれの法律の概要でございますが、(1)の子ども・子育て支援法につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設と一時預かり、延長保育、休日保育などの既存の特別保育事業や新たな事業として、利用者への支援事業など、合計13事業を法律上に位置づけ「地域子ども・子育て支援事業」として市町村において取り組むよう定めた法律となっております。(2)の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる認定こども園法につきましては、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可し、指導監督についても一本化する改正内容となっております。(3)の関係法律の整備等に関する法律については、子ども・子育て支援法や改正認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法などの関係する法律を改正する法律となっております。これらの法律を総称して子ども・子育て関連3法と呼んでおります。

次に、3ページをご覧ください。子ども・子育て関連3法によって目指す主な目的は、次の3点でございます。1点目は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供です。国は、これまでも、幼保一体化を進めるために、平成18年度に認定こども園制度を創設しましたが、類型のひとつである幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所それぞれの認可と1つの認定を受ける必要があるなど、手続きが煩雑なため、全国的に設置が進んでいないところございました。今回の改正により、幼保連携型認定こども園の認可と指導監督を所管するところを一本化するとともに、幼保連携型認定こども園を学校と児童福祉施設の両方の施設であることを法的に位置づけることで、幼保連携型認定こども園の設置を促進し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を目指そうとしております。2点目は、保育の量的拡大・確保でございます。保育の量的拡大を図るために、今回、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の個人給付制度を創設します。また、現在は、公費投入が保育所等に比べて少ない小規模保育事業に対しても個人給付制度を創設します。3点目の家庭で子育てしている子育て家庭への支援を行うために、親子で相談や交流などができる地域の拠点に対する支援の充実など、法定化された13事業を市町村が実施することとなっております。

次に、4ページの地方版子ども・子育て会議につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。今回の新制度の施行に際し、市町村は、国の基本指針に基づいて市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられております。この事業計画は、3歳以上の子どもについては、保育の必要性の有無に関わらずに、すべての子どもが幼児教育を受けることができる環境の整備をはじめ、保育を必要とする子どもが認定こども園などの施設を利用できるように定員を増やすための需要と供給を定める計画であり、計画に記載する事項は、必須記載事項と任意記載事項に分かれております。必須記載事項については、①「教育・保育提供区域の設定」から④「教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保の内容」までを事業計画に盛り込むこととなっております。具体的には、イメージの表のように市域をいくつかの区域に分割し、その区域ごとに、「定員を何人、どのような施設で、いつまでに増やす」などといった数値目標と目標年次を事業ごとに設定することとなっております。

次に、6ページをお開きください。この図は、新制度の給付設計の全体像を表したものでございます。子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されており、左側の「子ども・子育て支援給付」は個人への現金給付となっており、右側の「地域子ども・子育て支援事業」は13ある子育て支援サービスを利用した人への現物給付となっております。今回の新制度でできた給付制度は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育、家庭的保育への給付である「地域型保育給付」でございます。

下の7ページをご覧ください。この図は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付と地域型保育給付が成り立っていることを表したものでございます。これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしています。また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもの保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとしています。なお、図の中で、幼稚園が施設型給付の枠からはみ出していますが、これは、私立幼稚園については、新制度の枠組みに入らず、従来の私学助成制度を選択することも可能となっているためです。

次に、8ページをご覧ください。ここからは、新制度の主な内容について説明させていただきます。1点目は、給付制度の創設でございます。先ほど、ご説明いたしましたとおり、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度が創設されます。1つ目の○印のところでございますが、施設型給付や地域型保育給付を受けるには、保護者は、市町村で保育の必要性の認定を事前に受けていただくこととなります。

9ページの※1の保育の必要性の認定についてをご覧ください。保育の必要性の認定については、3つの区分で認定し、認定証を交付します。1号認定（3歳以上で保育を必要としない人）、2号認定（3歳以上で保育を必要とする人）、3号認定（3歳未満で保育を必要とする人）と認定し、さらに2号認定と3号認定については、保護者の就労状況などにより、長時間利用者と短時間利用者に区分することとなります。保育の必要性の認定基準につきましては、今後、国が示す基準を踏まえて、市が条例で定めることとなります。

8ページにお戻りください。上から2つ目の○印でございますが、施設型給付と地域型保育給付は、保護者に対する個人給付を基本としておりますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みを設けることとなっております。

上から3つ目の○印の利用調整でございますが、これにつきましても、9ページの※2の利用調整についてをご覧ください。市は、保育の需要と供給のバランスが取れるまでの当分の間は、保育を必要とする人に対して、利用調整と利用可能な施設のあっせんを行います。利用調整等の結果、入所が可能となった人は、保育所の場合は、市町村と契約し、認定こども園などの場合は、認定証を提示し、施設と個別契約を行うこととなります。

8ページの上から4つ目の○印の確認制度でございますが、9ページの※3の確認制度についてをご覧ください。新制度では、これまでの施設の設置認可のほか、施設型給付や地域型保育給付の対象施設であるかどうかを市が確認することとなっております。また、利用定員につきましても、認定区分ごとに市が利用定員を定めることとなっております。確認制度における運営基準につきましても、国が示す運営基準を踏まえて、市が条例を制定することとなります。

10ページをお開きください。※4の地域型保育事業でございますが、これまで認可による規制も国庫負担による安定的な財政支援も存在しなかった領域に、はじめて規制と財政支援の両面から枠組みを創設することにより、待機児童の解消を図ることだけでなく、人口減少地域における保育機能の維持を図ろうとするものでございます。具体的には、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となり、いずれの事業についても市の認可と確認を受ける必要がございます。

また、これらの施設で受入が可能な対象年齢は、原則、満3歳未満で保育が必要な子どもとなっています。

次に、11ページをご覧ください。2点目の認定こども園制度の改善についてでございますが、認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設であるとともに、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たす施設でございます。この認定こども園制度は、利用者から高い評価を受ける一方で、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という二つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきたところでございます。今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとしております。

次に、12ページをご覧ください。3点目の地域子ども・子育て支援事業の拡充についてでございますが、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしております。

次に、13ページの4点目の認可制度の改善についてでございますが、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとする児童福祉法の改正が行われたところでございます。

最後に、14ページの施行日についてでございますが、新制度は、社会保障・税一体改革の一項目であり、これまで高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）とされていた国分の消費税収の使途を、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）として子育て分野にも拡大し、その財源を得て本格施行されるものでございます。したがって、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる財源を得て本格施行するものであり、早ければ平成27年4月に本格施行される予定となっております。

（会長）

ありがとうございました。的確にご説明いただいたと思います。新しいことなので、また古いのも混在していますので、よく分からないかと思いますが、ご質問やご意見はどうでしょうか。

（委員）

保育所の待機児童の解消という目的もあると思うのですが、具体的にどの部分で待機児童の解消というのが図れるしくみになっているのか、お聞きしたいのですが。

（事務局）

待機児童の解消はどこで具体的になるのかというご質問でございますが、資料7の3ページ「3つの主な目的」というところをご覧いただきたいと思いますが、その中の（2）に「保育の量的拡大・確保」というところがございます。こちらでは新しい施設型給付を創設するというものですが、共通の給付とすることで、幼稚園や保育所について、認定こども園等になっていただく、認定こども園というのは、先程申しましたが、保育所の機能と幼稚園の機能両方を持った施設でございますので、この幼保連携型認定こども園等へ移ることによりまして、既存の施設を使う、例えば幼稚園でございましたら、現在保育に欠ける方は入所がなかなか難しい状況でございますが、そういった幼稚園が幼保連携型認定こども園等へ移ることによりまして、幼稚園の既存の施設を使ったところで、保育所の保育を必要とする方も入所ができていくというようになりますことから、このようなかたちで待機児童の解消に努めていきたいと思っております。また、待機児童の解消はこの新制度の主な目的の重点のひとつでございます。既存の部分を使ったところで、足りない部分については、同じ資料7の5ページの「事業計画」というところがございますが、こちらの「イメージ」でご説明しましたが、これからニーズ調査等を実施して潜在ニーズを含めたところで需要量を見込んだところで、足りない分については施設を創っていく、施設整備をしていく、ということでも待機児童の解消に努めて参るというところがございます。以上でございます。

（会長）

よろしいでしょうか。他にご質問・ご意見はございますか。法律が新たにでき、今までのあり方をどうするか、という話と、お金の話とそれ以外の話と、施設の転換の話と、メニューの新設など、混乱される方もいらっしゃるかと思います、いかがですか。

(副会長)

認定こども園の問題で、指導監督を保育と福祉と、各市町村で事情が違うと思えますけれど、どんな風到大分市は指導監督をやっていくのでしょうか。

(事務局)

指導監督につきましては、今保育所・幼稚園につきましては県が行っています。ただ、大分市の場合は中核市ということで、保育所の指導監督は、大分市の指導監査課の方が行っています。新しい制度になりまして、幼保連携型認定こども園、施設型給付を受ける保育所・幼稚園に関しては、大分市の方で指導監督を行っていくこととなります。以上です。

(委員)

中核市、大分市の方で指導監督について行っていくということですが、国の場合は文科省・厚生省と、この子ども・子育て会議については内閣府の方で主導権を持ってやっているとありますが、大分市もこれが立ち上がったときに、子育て支援課と教育企画課、そして市長部局の方も3者が合同で会議を進めているというようなことを聞いていますが、これからこういうたたきは子育て支援課がしていくと思えますが、市長部局が絡んだような話し合いはどのようにしていくのでしょうか。

(事務局)

委員さんの方からご意見がございましたように、今内閣府の方から子ども・子育て本部ということで、これは子ども・子育て支援法と認定こども園法を所管いたしております。そういうこともありまして、今から内閣府が一本として地方公共団体・自治体の方に財政的な措置等も行っていきます。それを受けていくのはやはり自治体の窓口も一本にしなければならないというような状況もございます。そのような中で私どもの方もそのような受け皿ができるようなかたちで今現在させていただいているような状況でございます。そして、委員さんの後段で、連携という、特に指導監督とか的確な指導・助言、そして保護者・子どもさんたちが健やかに育つような環境・施設でなければならないという状況が必要になってくると思えます。そういう中で、特に中核市であります大分市は、幼保連携型認定こども園の指導監督は大分市がするようになりますので、そういうことでやはり、教育委員会サイドとも協力をしながら対応させていただきたいと思えます。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。他にございますか。

(委員)

「保育の必要性の認定」というところ、9ページのところですが、必要性の認定を大分市がして、保育を必要とする事由で、長時間と短時間の区分に「保護者の就労に応じて」とあるのですが、「保護者の就労に応じて」とは、何か決まっていることはあるのですか。

(事務局)

現在、国が検討している状況で、私どもが把握している内容をお伝えすることになりますけれど、国は長時間と短時間を、長時間はフルタイム就労を想定しております。短時間についてはパートタイム就労を想定していると、その中で議論をしているということでございます。ですので、長時間、フルタイムの方は1日8時間、今保育所の方は11時間開所を原則としておりますので、長時間になる方、フルタイムの方はそのまま丸一日お子さんを預けることができるようになるかと思えます。パートタイムの方は就労時間によって、午前のパートタイムの方、午後のパートタイムの方もいらっしゃいますので、そこについては、お勤めをしている時間だけ預けるのではなく、コアタイム、必ずこの時間帯、例えば10時から2時の間とかで、4時間のコアタイムの部分についてどのお子さんも預けられるようにといったかたちの制度設計にしていこうと考えています。短時間と言ってもやはり、保育所に預けられる時間はある程度の一定の時間は預けられるのではないかと、私どもは現在認識をしております。

(会長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。最後に、全体を通してご意見やご質問がございましたらどうぞお願いいたします。その他、事務局は何かありますか。

(事務局)

事務局から2点の事務連絡がございます。

1点目は、本日、配付しました「大分県子ども・子育て支援シンポジウム」のチラシをご覧ください。このシンポジウムは、新しい制度の周知を図るとともに、子育て支援に携わる関係者に地域の子育て支援のあり方について議論を深めていただくことを目的としており、大分県と共同開催いたします。日時と場所につきましては10月29日（火曜日）13時からホルトホール大分にて開催しますので、お時間にご都合がつきましたら、ぜひお越しいただきますようお願いいたします。

2点目は、次回の会議の日程でございます。次回は、10月9日（水曜日）、13時30分に第2回子ども・子育て会議の開催を予定しております。場所は、市役所本庁舎8階の大会議室になります。次回の資料については、今から資料を配付いたしますので、次回の

開催際にはご持参いただきますようお願いいたします。

次回会議の資料配付

また、今後、何かお気づきの点等がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

この子ども・子育て会議にどこか部会のこと載っていたかと思うのですが、部会については、専門的な部会を設置するかどうかというのは、今後どういう取組みになるのでしょうか。

(事務局)

子ども・子育て会議条例の中に、資料4をご覧ください。2ページのところに、部会を設置できるようになっています。今現在では、具体的に何をというのとは考えておりません。今後必要になれば、この会議の中に部会が設置できるというかたちで載せていますので、状況に応じて検討していきたいと思います。今現状では何も考えておりません。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終了いたします。委員の皆さま、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、この後の進行は、事務局にお願いします。

(事務局)

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でした。村嶋会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をおこなっていただき、大変ありがとうございました。また、委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。